

社会福祉法人慈敬会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 役員及び評議員（以下「役員等」という）

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、[定款第一五条](#)に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、[定款第六条](#)に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等のうち常勤役員に対しては報酬等を支給し、非常勤役員及び法議員に対しては報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の額の算定)

第4条 法人の常勤役員の報酬等の額は別紙1に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 役員等の費用は別紙2の定めるとおりとする。

2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求した日から遅滞なく支払い、又会議当日に支払う事とする。

3 役員等から同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(報酬の費用弁償)

第6条 法人の職員で法人の役員等を兼ねているものに対しては、規程に基づき報酬等及び費用弁償は支給しない。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附則

この規程は令和6年4月1日(定時評議員会の議決日)から施行する。

俸給表

別表1 (理事長の報酬等)

役職名	月 額
理事長報酬費	100,000 円
常勤理事・非常勤理事報酬費	無報酬
法人・施設業務のための通勤に要する交通費相当	3,000 円

別表2 (非常勤理事の費用弁償) * 常勤理事以外の非常勤理事・非常勤監事・非常勤評議員

法人・施設業務のための通勤に要する交通費相当	3,000 円
出張・研修等	実費相当の額

(常勤理事の費用弁償) * 法人の職員で法人の役員等をかねているもの

上記の他、法人・施設業務のための通勤に要する交通費相当	無報酬
出張・研修等	実費相当の額